

新しい茨城づくり調査特別委員会 提言の対応状況について

提 言	対応状況
第 1 部 将来構想	
<p>○ 県民に夢を与えるため、茨城の将来像で、茨城が世界の中で交流の拠点として、独立国家並みの活躍をしている姿を描くことが必要である。</p>	<p>P19 第 1 部 第 3 章 第 2 項 (1) 茨城の将来像 ➤茨城の魅力が国内外に広く発信され、世界中で茨城の存在感が高まっていることや、日本の成長を牽引し、ひいては国際的な拠点として世界の発展にも貢献していることなどを記載。</p>
<p>○ 「茨城のポテンシャル」について、「ポテンシャル」止まりにするのではなく、ポテンシャルを「発現」という意欲を文言の上で具体的に示すべきである。産業振興の一層の進展など、前向きの姿勢を見出しに明示すべきである。</p>	<p>P10～14 第 1 部 第 1 章 第 2 項 茨城のポテンシャルの発現 ➤ポテンシャルを記述するだけでなく、ポテンシャルを活かした取組が求められているという趣旨で記載。</p>
<p>○ 交通ネットワークの整備によって、人口減少をはるかに上回る、新たな対流、すなわち「多様な個性を持つ様々な地域が相互に連携して生じる、地域間のひと、もの、情報等の双方向の活発な流れ」を創出できる可能性が国土形成計画において指摘されている。</p> <p>そのような中、「活力があり、県民が日本一幸せな県」を実現するためには、県の枠を超え、東日本全体を俯瞰した広域ネットワーク強化などにより新たな対流の創出を進めることが重要である。</p> <p>東日本の玄関口として、世界の交流の拠点になり、世界に選ばれる茨城を実現するためにも、基盤となる公共交通機関網、広域交通ネットワークの着実な整備を推進する必要がある。</p>	<p>P13 第 1 部 第 1 章 第 2 項 第 4 節 広域交通ネットワークの整備による新たな交流・広域連携の推進 ➤首都圏広域地方計画（H28.3 国交省）で示されている「圏央物流リング」など、広域的な連携の推進の必要性について記載。</p> <p>P21 ➤「2050 年頃の茨城の姿」に「圏央物流リング」、「F I T 構想」など、広域的な連携イメージを記載。</p>
<p>○ 果敢な挑戦を支援するとともに、SDGs の考えを積極的に取り入れ、高齢者、障害者など社会的弱者を取り残さないよう、支援を必要とする方へ十分に配慮する必要がある。</p> <p>一人一人が尊重され、誰一人取り残さないという社会構造を茨城でつくるべきである。</p>	<p>P8 第 1 部 第 1 章 第 1 項 第 6 節 ➤持続可能な開発目標（SDGs）に向けた取組の加速化について記載。</p> <p>P30 第 3 部 第 1 章 ➤「政策・施策を展開する 4 つの視点」の一つとして、「誰一人取り残さない社会づくり」を記載。</p> <p>P32, P44, P60, P76 ➤4 つのチャレンジごとの政策一覧に、それぞれ関連する SDGs アイコンを追記。</p>

<p>○ 病気をお持ちの方や職を失った方など、貧困に陥る可能性がある方へのセーフティネット対策に積極的に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>P8 第1章 第1項 第6節 ➤持続可能な開発目標（SDGs）に向けた取組の加速化について記載。</p> <p>P19 第3章 第2項（1）茨城の将来像 ➤万が一のときにもセーフティネットによって守られる社会の形成がされている旨記載。</p> <p>P30 第3部 第1章 ➤「政策・施策を展開する4つの視点」の一つとして、「誰一人取り残さない社会づくり」を記載。 P46～51（政策6，政策7，政策8） P68～69（政策13） ➤がん，こころの健康，認知症，障害，子どもの貧困など，様々な状態の県民に対する支援策について記載。</p>
<p>第2部 計画推進の基本姿勢</p>	
<p>1 「県民とともに挑戦する茨城づくり」</p> <p>○ 今までにないような新しい施策に取り組み，活力があり県民が日本一幸せな県を目指すべきである。</p>	<p>P24 第2部 1 県民とともに挑戦する「新しい茨城」づくり ➤新しい茨城づくり，前例にとられない発想，失敗を恐れず果敢に挑戦することなどを記載。</p>
<p>○ 計画目標の実現に向けて，県民に計画の具体的なイメージが伝わるように，専門用語はわかりやすい表現で工夫するなど，共有・啓発に努めるとともに，地域総合力で推進するため，多様な主体との連携を積極的に進める必要がある。</p>	<p>P24 第2部 1 県民とともに挑戦する「新しい茨城」づくり ➤国，市町村，民間企業，関係団体など多様な主体と緊密に連携し，県民とともに「新しい茨城」づくりに挑戦していくことを記載。</p>
<p>○ 計画を，実際に県民と共にどう実行していくかが重要である。県民が計画を自分の事として，考えて行動していくための視点を示す必要がある。</p>	<p>P24 第2部 1 県民とともに挑戦する「新しい茨城」づくり ➤国，市町村，民間企業，関係団体など多様な主体と緊密に連携し，県民とともに「新しい茨城」づくりに挑戦していくことを記載。</p> <p>P1 はじめに 3 計画の共有と活用 ➤県民が計画を自分ごととして捉え，活用していただき，ともに「新しい茨城」をつくっていくことを記載。</p>
<p>○ 県民誰もが，安心して茨城での生活を続けられ，その能力に応じて社会参加できるよう，配慮の必要な方への支援を明確にする必要がある。 特に，福祉や医療の分野について，高い水準を目標に設定し，計画を推進していく必要</p>	<p>P30 第3部 第1章 ➤「政策・施策を展開する4つの視点」の一つとして、「誰一人取り残さない社会づくり」を記載。 P46～51（政策6，政策7，政策8） P68～69（政策13）</p>

<p>がある。</p>	<p>➤がん、こころの健康、認知症、障害、子どもの貧困など、様々な状態の県民に対する支援策について記載。</p>
<p>2 「未来を展望した政策展開」</p> <p>○ 人口減少に対しては、茨城のポテンシャルを最大限活用して対策を進める必要がある。特に、可住地面積が多いなど茨城の良さを生かし、定住促進や子育て対策などにおいて、県レベルで他の自治体に抜きん出た取組を推進していくことが必要である。</p>	<p>P10 第1部 第2項 第1節 ➤全国第4位の可住地面積、ゆとりある居住環境など、本県の恵まれた環境を有効活用していく必要性について記載。</p> <p>P24 第2部 2 未来を展望した政策展開 ➤地域の特性や強みを活かし、潜在能力を最大限に引き出すとともに、未来を見据えた政策を展開することについて記載。</p>
<p>3 「戦略的な行財政運営」</p> <p>○ 「選択と集中」にあたっては、政策をわかりやすく県民に説明し、理解を得ながら県民と意識を共有し、目標に向かって共に協働していく必要がある。</p>	<p>P24 第2部 1 県民とともに挑戦する「新しい茨城」づくり 3 戦略的な行財政運営 ➤国、市町村、民間企業、関係団体など多様な主体と緊密に連携し、県民とともに「新しい茨城」づくりに挑戦していくことを記載。 ➤スクラップ・アンド・ビルドに不断に取り組み、選択と集中を徹底することについて記載。</p>
<p>4 「政策の効果検証・改善による目標実現へのチャレンジ」</p> <p>○ 計画の実現を図るため、目指す目標やPDCAを県民に分かりやすく示すべきである。また、政策の効果を測る指標は、民間任せや他人任せではなく県独自で設けるとともに、計画の達成状況についても県で責任を持って検証・評価にあたる必要がある。</p>	<p>P25 第2部 4 政策の効果検証・改善による目標実現へのチャレンジ ➤PDCAサイクルを確実に回して目標の実現にチャレンジするとともに、計画の進捗状況を広く県民に公表することについて記載。</p>
第3部 基本計画	
<p>基本的な考え方</p> <p>○ チャレンジにつながる4つの視点(挑戦できる環境づくり、高付加価値体質への転換、世界から選ばれる茨城、誰一人取り残さない社会づくり)は非常に重要であり、県民にわかりやすく説明する必要がある。</p>	<p>P30 第3部 第1章 ➤「政策・施策を展開する4つの視点」について、それぞれの解説を記載。</p>
<p>○ 限られた財源の中、最大の効果をあげることを目指すのはもちろんだが、「誰一人取り残さない」という考えのもと、支援を必要とする方へ十分に配慮する必要がある。</p>	<p>P30 第3部 第1章 ➤「政策・施策を展開する4つの視点」の一つとして、「誰一人取り残さない社会づくり」を記載。</p>
<p><再掲> 病気をお持ちの方や職を失った方</p>	<p>P30</p>

<p>など、貧困に陥る可能性がある方へのセーフティネット対策に積極的に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>第3部 第1章 ▶「政策・施策を展開する4つの視点」の一つとして、「誰一人取り残さない社会づくり」を記載。P46～51（政策6，政策7，政策8） P68～69（政策13） ▶がん、こころの健康、認知症、障害、子どもの貧困など、様々な状態の県民に対する支援策について記載。</p>
--	---

I 「新しい豊かさ」へのチャレンジ

政策1 質の高い雇用の創出

- 安定した雇用の創出により、安心して暮らせる環境づくりが重要であり、「質の高い雇用」の「質」については、正規雇用を目指した雇用対策を重点的に推進すべきであり、数値目標の「雇用創出数」は正規雇用数に照準をあてて考えるべきである。
- 工業団地の分譲価格の思い切った値下げや企業誘致に係る優遇制度など、大胆な発想による施策を展開するとともに、企業誘致においては、県出身者の採用枠を設けるよう働きかけを行うなどの取り組みにより、雇用の場を創出し、県内への定住・移住を促進する必要がある。

P33
 ▶「新しい豊かさ」のチャレンジ指標である「雇用創出数」にも本社機能移転に伴う新規採用数などが含まれており、正規雇用を意識したものとなっている。

P41
 ▶政策4の施策（5）－主な取組②に、求職者の正規雇用化の推進について記載するとともに、主要指標として「雇用者の正規雇用率」を設定。

P34
 政策1－施策（2）－主な取組①
 ▶工業団地の分譲価格見直しによる競争力ある価格設定などによる企業立地の加速化について記載。

政策2 新産業育成と中小企業等の成長

- 新しい豊かさへのチャレンジの中で、新産業の育成は最も重要である。成長産業分野（ロボット、AI、IoT、電気自動車、医療、新エネルギー、航空・宇宙分野など）において、茨城県が他県や世界をリードしていけるよう、大胆な投資を進めていく必要がある。
 あわせて、AI、IoT、ビッグデータ、ロボットなど先端技術の社会への活用・展開の早期実現を図るため、足元である県で先駆的に取り入れていくべきである。

P36
 政策2－施策（1）－主な取組①②③④
 政策2－施策（2）－主な取組①③
 ▶大学やつくば等の研究機関の有用な研究シーズ発掘と技術移転、IoTやAI等の先端技術の社会への活用・展開の早期実現を図るための実証実験の実施などについて記載。
 ▶産業技術イノベーションセンターにおける、IT・AI、宇宙産業関連技術等の研究開発、新たなビジネス創出支援について追記。

政策3 強い農林水産業

- 強い農林水産業を強力に推し進めるため、産地ごとの課題に大胆な発想で挑戦することにより、魅力ある農業・儲かる農業を実現し、就農促進と定住につなげていく必要がある。

P38
 政策3－施策（1），（2）
 ▶スマート農業の推進，6次産業化，新規就農者の確保の取組等について記載。

<p>○ 耕作放棄地を解消するためには、担い手育成や経営環境・生産基盤整備、販路拡大など多方面からの支援が必要であり、それらの対策について強力に取り組んでいくべきである。</p>	<p>P39 政策 3－施策（6） ➤耕作放棄地の再生に向けた取組の支援、地域外からの担い手の受け入れ、意欲ある担い手へ結びつける取組の推進について記載。</p> <p>P38 政策 3－施策（1）－主な取組①④ 政策 3－施策（2），（5） ➤畑地の区画整理などの生産基盤の強化、今後の担い手となる農業経営体の確保・育成などについて記載。</p>
<p>○ 生産農業所得の向上を図るため、基盤整備のさらなる推進など必要な対策を十分に行っていく必要がある。</p>	<p>P38 政策 3－施策（1）－主な取組①④ ➤生産基盤の強化を図るため、水田の大区画化や汎用化、畑地の区画整理、かんがい施設等の整備について記載。</p>
<p>○ 農村で農業が継続して行われることによる多面的機能（国土の保全、水源の涵養、良好な景観の形成等）を保全する必要がある。そのため、茨城の農業を支えている小規模な農家に対しても支援を充実させる必要がある。</p>	<p>P38 政策 3－施策（6）－主な取組①③ ➤農山漁村の多面的機能の維持・発揮を図る取組、観光とも連携した6次産業化や農泊などの取組について記載。 (上記も含め、政策 3「強い農林水産業」については、農家の経営規模に関わらず取組む内容としている)</p>
<p>○ 農山漁村で集落を維持していくためには、担い手の育成だけではなく、地域を支える人材の育成も必要である。</p>	<p>P39 政策 3－施策（6） ➤耕作放棄地の再生に向けた取組の支援、地域外からの担い手の受け入れ、意欲ある担い手へ結びつける取組の推進について記載。</p>
<p>○ 県産品の競争力を高めるためには、「生産量日本一」に加え、「品質・安全性日本一」を目指した取り組みを積極的に推進するべきである。</p>	<p>P38 政策 3－施策（1）－主な取組③ ➤安心安全で高品質な農畜産物を供給するため、GAPや農場HACCP、環境保全型農業の取組について記載。</p>
<p>○ 資源管理型漁業や栽培漁業の推進、漁協組織・漁業経営の強化と人材育成、地域の活性化につながる水産物の流通販売対策や加工業対策など、水産業の振興を積極的に進めていく必要がある。</p>	<p>P39 政策 3－施策（4）－主な取組① ➤漁業者の経営基盤の強化、収益性向上のため、漁協等との連携について追記。</p>

政策 4 多様な働き方

<p>○ 誰もが社会参加できる環境の整備が必要である。特に、女性が活躍できるように、希望に応じて個性や能力を十分に生かせる働</p>	<p>P40 政策 4－施策（2） ➤女性の活躍を推進するための環境整備や、男性の</p>
--	---

<p>く場を確保する必要がある。そうした取り組みとあわせて、家庭や職場、地域における理解促進にも取り組んでいく必要がある。</p>	<p>家事、育児休暇取得等による育児への参画推進などについて記載。</p>
<p>○ 東京への「人財」流出、特に若い女性の転出が多い現状を打開し、東京一極集中からの転換を図るためには、若い女性にターゲットを絞って、住みよく、子育てしやすい環境づくりに力を入れていく必要がある。</p>	<p>P40 政策4－施策（2）－主な取組③④ ➤出産・育児など様々な制約を持つ女性が社会で活躍し、希望に応じた働き方が可能となる労働環境づくりの促進や、キャリア形成を支援するため、気軽に相談できる女性向け職業相談窓口設置などについて記載。</p> <p>P68 政策13－施策（1），（2） ➤安心して子供を産み育てることのできる相談体制、子育て家庭への経済的負担の軽減策などについて記載。</p>
<p>○ 「多様な働き方」の前に「安定した正規雇用」を柱とすべきであり、正規雇用を目指した雇用対策を重点的に推進する必要がある。</p>	<p>P40 政策4－施策（5）－主な取組② ➤若年層を含む求職者の正規雇用化の促進などについて記載。</p>
<p>政策5 かけがえのない自然環境の保全・再生</p>	
<p>○ 霞ヶ浦の浄化をはじめ、自然環境の保全と再生は大きな課題である。折しも、今年第17回世界湖沼会議が本県で開催され、森林湖沼環境税の延長もされたところである。今、改めて環境保全対策に対し、県があらゆる手段で全力で取り組む姿勢、意気込みを県民のみならず全世界へ向け示すべきである。</p>	<p>P42 政策5－施策（1）－主な取組④ ➤水環境に係る県民意識の啓発のほか、県内外への情報発信について追記。</p>
<p>○ 本県を代表する地域資源である霞ヶ浦の浄化は、内外から訪れる観光客にとっての茨城の玄関口の一つとして、茨城のイメージアップに計り知れない波及効果が期待できる。「泳げる霞ヶ浦」を再生するため、高度処理型浄化槽の設置や家畜排せつ物の処理施設の整備を推進するなど、考え得るあらゆる対策を行い、県民総ぐるみで浄化に取り組む必要がある。</p>	<p>P42 政策5－施策（1） ➤下水道、農業集落排水施設の整備・接続や高度処理型浄化槽の設置、霞ヶ浦水質保全条例に基づく事業所排水の指導、水環境に係る県民意識の啓発と県内外への情報発信について記載。</p>
<p>○ 森林湖沼環境税を活用した対策事業を行う上では、数値目標や、対策を行うことによる県民への恩恵を「見える化」し、例えば、対策事業により「どれだけ経済効果が生じるか」あるいは「どれだけ公益性が発揮されているか」などの情報を積極的に県民に発信し、対策事業への理解促進を図っていく必要がある。</p>	<p>P42 政策5－施策（1）－主な取組④ ➤水環境に係る県民意識の啓発のほか、県内外への情報発信について追記。</p> <p>P43 政策5 ➤主要指標として、霞ヶ浦におけるCOD濃度、浄化槽補助件数等を設定。</p>

<p>○ 自然環境に恵まれた環境を守り、それを次世代に伝え、つないでいくことが、今を生きる我々の重要な責務であり、使命である。</p> <p>なかでも森林は、潮風・飛砂・土砂災害等の防止や、水源の涵養、二酸化炭素の吸収など重要な役割を果たしていることに鑑み、森林の働きや重要性に対する県民意識の醸成に努めるとともに、100万本の森づくりなど象徴となるような森林整備を、県民とともに推進していく必要がある。</p>	<p>P42</p> <p>政策5－施策（2）－主な取組⑥</p> <p>➤森林の公益的機能の維持・強化のため、多様な樹種による森林づくりを県民とともに推進していく旨を追記。</p>
--	---

II 「新しい安心安全」へのチャレンジ

政策6 県民の命を守る地域医療・福祉

<p>○ 本県の将来を担う「人財」育成のためには、他県に頼らず、自ら育成していくことが肝要であり、教育に積極的に投資するなど重点的に取り組む必要がある。特に、医師や看護師については、県立高校での教育環境の整備などにより、早い年齢段階から育成していく取組を積極的に推進する必要がある。</p>	<p>P46</p> <p>政策6－施策（1）－主な取組⑥</p> <p>➤県立高等学校等における医学コースの設置について記載。</p>
<p>○ 産婦人科医がいない市町村もあるなど、医師の地域偏在が課題となっており、地域住民が等しく、必要な医療を受けられる体制を確立することが急務である。そのため、医師養成機関である筑波大学や東京医科大学（茨城医療センター）などとの連携を強化し、医師の確保を進めるとともに医療機関の設備を充実させるほか、医科大学の新設・誘致についても、積極的に検討を進める必要がある。</p>	<p>P46</p> <p>政策6－施策（1）－主な取組①</p> <p>➤全国の医科大学との新たな協力関係の構築、本県ゆかりの県外医師への積極的なリクルーティングについて記載。</p>
<p>○ 唯一の県立総合病院である県立中央病院は、災害拠点病院としての役割などを十分に果たすため、全面建て替え等により免震化していく必要があるほか、医師養成機能を充実させるなど、その在り方について方向性を示すべきである。</p>	<p>P46</p> <p>政策6－施策（3）－主な取組③</p> <p>➤県立中央病院の最適な整備のあり方の検討について、全面建て替えで進めることも含めて検討することを追記。</p>
<p>○ ストレス社会のなかで、「命と健康を守る」という視点は非常に大切である。「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けた「自殺対策」や、「うつ対策」をはじめとするこころの健康に関する正しい知識の普及や相談・診療体制の充実等について、積極的に取り組んでいくべきである。</p>	<p>P47</p> <p>政策6－施策（5）</p> <p>➤こころの健康づくりや相談体制の充実について記載。</p> <p>➤ひきこもり者の状況に応じた支援機関の連携、きめ細かく継続的な支援の実施などを追記。</p>

政策7 健康長寿日本一

<p>○ 介護や健康にかかわる事業環境の整備を</p>	<p>P36</p>
-----------------------------	------------

<p>図るため、介護・健康ビジネス特区構想なども視野に、積極的に検討を進める必要がある。</p>	<p>政策 2－施策（1）－主な取組⑥⑦ ▶ものづくり産業の医工連携や介護・介護分野への機器導入支援について記載。 P48 政策 7－施策（1）－主な取組②③ ▶ICTを活用した訪問介護への支援，ケアプラン作成における，AIの活用について記載。</p>
<p><再掲> 県民誰もが、安心して茨城での生活を続けられ、その能力に応じて社会参加できるよう、配慮の必要な方への支援を明確にする必要がある。 特に、福祉や医療の分野について、高い水準を目標に設定し、計画を推進していく必要がある。</p>	<p>P30 第3部 第1章 ▶「政策・施策を展開する4つの視点」の一つとして、「誰一人取り残さない社会づくり」を記載。 P46～51（政策6，政策7，政策8） P68～69（政策13） ▶がん，こころの健康，認知症，障害，子どもの貧困など，様々な状態の県民に対する支援策について記載。</p>

政策 8 障害のある人も暮らしやすい社会

<p>○ 障害の有無にかかわらず、誰もがその能力に応じて、社会参加できる環境づくりが必要である。 障害がある子もない子も共に学び成長できるよう、小・中・高等学校におけるバリアフリー化等の整備を一層推進すべきである。あわせて、障害のある未就学児の保育所，幼稚園等への受入れを促進するための環境整備を進めるべきである。</p>	<p>P50 政策 8－施策（2） ▶障害者の自立と社会参加の促進について記載。 P50 政策 8－施策（1）－主な取組② ▶インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた取組について追記。</p>
<p>○ 障害者の自立と社会参加の促進を図るため、就労継続支援B型事業所の月額平均工賃の引き上げなどの取組を積極的に進めるべきである。</p>	<p>P51 政策 8－施策（3）－① ▶企業とのマッチング充実などによる一般就労への移行とB型事業所等の工賃向上について記載。</p>
<p><再掲> 病気をお持ちの方や職を失った方など、貧困に陥る可能性がある方へのセーフティネット対策に積極的に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>P30 第3部 第1章 ▶「政策・施策を展開する4つの視点」の一つとして、「誰一人取り残さない社会づくり」を記載。 P46～51（政策6，政策7，政策8） P68～69（政策13） ▶がん，こころの健康，認知症，障害，子どもの貧困など，様々な状態の県民に対する支援策について記載。</p>

政策 9 安心して暮らせる社会

<p>○ 「茨城助け合いコミュニティ運動（ITを活用した新しいコミュニティ運動で地域の力を高め、防災，防犯，保育，交通弱者対策などに対応）」の趣旨を十分に踏まえ，計画</p>	<p>P53 政策 9－施策（5）－主な取組①② ▶防災，防犯，社会教育などの課題に対応するため，持続可能な地域コミュニティ形成を支援するこ</p>
---	--

<p>の中でコミュニティ再生を強く打ち出していくべきである。</p>	<p>となどについて記載。</p>
<p>○ 自治会や各種団体、女性団体への加入が減少するなど、地域のコミュニティが崩れてきているなか、公共、地域を大事にする視点がコミュニティの再生に不可欠である。地元への愛着度を上げ、地域を大事にしていくため、社会教育への取り組みを推進していく必要がある。</p>	<p>P53 政策 9－施策（5）－主な取組①② ➤助け合い精神に基づく、地域で支え合える新たなコミュニティづくりなどについて記載。 P63 政策 11－施策（7）－主な取組①③④ ➤地域への愛着・地域社会に貢献できる人材育成について記載。 ➤地域課題の解決などに必要なコミュニケーション能力や論理的な考え方、率先的な行動力を身につけるための学習の場づくりについて追記。</p>
<p>○ 自助・共助・公助の考えを広く普及させ、県民の意識改革につなげていくことが必要である。</p>	<p>P53 政策 9－施策（5）－主な取組① ➤自助・互助・共助・公助が適切に組み合わせられた地域づくりについて記載。</p>
<p>○ 中山間地域、高齢者等の交通不便者への対策として有効な自動運転の実用化を推進するため、研究開発への支援を行うとともに、本県の道路等を活用し実証の場を提供するなど、本県が自動運転技術開発をリードしていくべきである。</p>	<p>P86 政策 20－施策（1）－主な取組⑤ ➤自動運転など新たな移動手段の研究開発、実証実験支援について記載。</p>
<p>政策 10 災害に強い県土</p>	
<p>○ 「平成 27 年 9 月関東・東北豪雨」等の経験を教訓とし、「平成 30 年 7 月豪雨」など最近の災害を踏まえて、改めて現在の防災対策をハード・ソフト両面で総点検し、以下について早急に取り組むべきである。</p> <p>①地域防災活動への支援の充実とともに、災害に対する危機意識を平常時から県民皆が共有できる環境づくり、県民への意識啓発に積極的に取り組む必要がある</p>	<p>P56 政策 10－施策（1） ➤地域に即した防災訓練の定期的な実施、自発的な防災活動の支援について記載。</p>
<p>②災害時に拠点となる公共施設、公共建築物等について耐震化を推進するとともに、避難所となる施設については、空調設備や清潔で十分な数の多目的・洋式トイレ、Wi-Fi など避難者が生活するために必要な設備の整備・改修に取り組むべきである。また、道路、河川などの公共土木施設等について施設整備等（耐震化、長寿命化を含む）を推進していく必要がある。</p>	<p>P57 政策 10－施策（3）－主な取組①② ➤橋梁等の公共インフラや公共建築物の老朽化に対する適正かつ効率的な維持管理について記載。 ➤避難施設、橋梁、上下水道管路・施設等の耐震化について記載。 P56 政策 10－施策（2）－主な取組① ➤避難施設の環境改善の取組について追記。</p>

<p>③緊急輸送道路ネットワークの強化を図るため、高速道路の未開通区間の解消や防災上の主要施設へのアクセス強化、緊急輸送道路を補完する代替ルートの確保に計画的に取り組む必要がある。</p>	<p>P57 政策10－施策（3）－主な取組③ ➤救急活動や物資輸送の役割を担う緊急輸送道路のネットワーク機能の確保、計画的な整備について記載。</p>
--	--

III 「新しい人財育成」へのチャレンジ

政策11 次世代を担う「人財」

<p>○ 世界で活躍し、尊敬される「人財」を育成するため、英語教育に力を入れるとともに、国語教育、郷土教育、人間教育により一層力を入れる必要がある。</p>	<p>P62 政策11－施策（1） ➤子どもたち一人ひとりの基礎的・基本的な知識・技能定着のため、幼保小中高の学校段階間の円滑な接続、道徳教育などについて記載。 P64 ➤主要指標として、国語の授業の理解度（中学生）を設定。</p>
<p>○ 人を愛し家庭を持つことの素晴らしさ、命をつないでいくことの大切さ、郷土を愛する気持ち、あるいは、働くことの意義といった、人の豊かな心を育む心の教育を充実する必要がある。</p>	<p>P62 政策11－施策（1）－主な取組② 政策11－施策（3）－主な取組①② 政策11－施策（7）－主な取組① ➤子どもたちが自ら課題を見つけ、その解決に向けて行動できる支援や、郷土を愛する心の育成、郷土の歴史や伝統と文化を尊重できる取組などについて記載。</p>
<p><再掲> 本県の将来を担う「人財」育成のためには、他県に頼らず、自ら育成していくことが肝要であり、教育に積極的に投資するなど重点的に取り組む必要がある。特に、医師や看護師については、県立高校での教育環境の整備などにより、早い年齢段階から育成していく取組を積極的に推進する必要がある。</p>	<p>P46 政策6－施策（1）－主な取組⑥ ➤県立高等学校等における医学コースの設置について記載。</p>
<p><再掲> 自治会や各種団体、女性団体への加入が減少するなど、地域のコミュニティが崩れてきているなか、公共、地域を大事にする視点がコミュニティの再生に不可欠である。地元への愛着度を上げ、地域を大事にしていくため、社会教育への取り組みを推進していく必要がある。</p>	<p>P53 政策9－施策（5）－主な取組①② ➤助け合い精神に基づく、地域で支え合える新たなコミュニティづくりなどについて記載。 P63 政策11－施策（7）－主な取組①③④ ➤地域への愛着・地域社会に貢献できる人材育成について記載。 ➤地域課題の解決などに必要なコミュニケーション能力や論理的な考え方、率先的な行動力を身につけるための学習の場づくりについて追記。</p>

政策12 魅力ある教育

<p>○ これからの茨城を夢・希望に溢れ、住みたい、住み続けたい県にしていくためには教育</p>	<p>P66 政策12－施策（1）</p>
--	---------------------------

<p>が大切である。市町村の財政力や地域に関わらず、県内どこに居住していても同等に質の高い教育を受けられるよう、ICTの活用等により教育環境の整備を推進するとともに、市町村に対してきめ細かな支援を行う必要がある。</p>	<p>➤プログラミング的思考の育成、教員のICT活動指導力の向上などについて記載。 ➤ICTを活用した分かりやすい授業の実践、生徒自らが課題解決などの学習活動を通した「主体的・対話的で深い学び」の促進について記載。</p>
<p>○ 地域の活性化における学校の役割を考え、学校の統廃合にあたっては地域活力を奪うことのないような配慮が必要である。</p>	<p>P67 政策12－施策（3）－主な取組④ ➤学校統合の実例や特色ある取組に関する情報提供やコミュニティ・スクールの設置の推進について追記。 P87 政策20－施策（4）－主な取組⑦ ➤廃校など、地域の限られた資源の十分な活用、魅力あるまちづくりについて記載。</p>
<p>政策13 日本一、子どもを産み育てやすい県</p>	
<p>○ 人口減少による活力低下が感じられる中、男女ともに働きやすい環境づくりや、子育てに温かい社会づくりなどを積極的に行い、結婚を前向きに考えられる政策を進めるべきである。</p>	<p>P68 政策13－施策（1）、（2） ➤未婚の男女が出会うことのできる機会の提供、子育て支援の充実など、結婚・出産の希望がかなう社会づくり、安心して子どもを育てられる社会づくりについて記載。</p>
<p>○ 虐待から子どもを守るため、適切な指標を設定し、きめ細かな相談体制の充実や児童相談所の体制強化など、具体の取り組みを進めていく必要がある。</p>	<p>P69 政策13－施策（4） ➤相談体制の充実、児童相談所の体制強化などについて記載。 P70 政策13－主要指標 ➤ペアレント・トレーニング開催町村数を主要指標として設定。</p>
<p>○ 働きながら子育てする上で保育所等に加え、小学校就学後の放課後児童クラブの整備も推進する必要がある。</p>	<p>P68 政策13－施策（2）－主な取組⑥ ➤放課後児童クラブの整備推進、放課後児童支援員の確保や質の向上について記載。</p>
<p>○ 子育てしやすい環境づくりは、人口減少対策にもつながるものであり、企業にも働きかけるなど官民一体で子育て環境の整備を推進するとともに、茨城の子育て環境の良さを内外に広くアピールすることで、茨城での就職や定住を進める必要がある。</p>	<p>P68～69 政策13 ➤地域の子育て支援の充実を図り、安心して子育てできる環境をつくる旨を記載。 P40 政策4－施策（2）－主な取組①③ ➤女性が多様な働き方の出来る環境整備、男性の育児への参画促進について記載。</p>

<p><再掲> 県民誰もが、安心して茨城での生活を続けられ、その能力に応じて社会参加できるよう、配慮の必要な方への支援を明確にする必要がある。</p> <p>特に、福祉や医療の分野について、高い水準を目標に設定し、計画を推進していく必要がある。</p>	<p>P30 第3部 第1章 ➤「政策・施策を展開する4つの視点」の一つとして、「誰一人取り残さない社会づくり」を記載。 P46～51（政策6，政策7，政策8） P68～69（政策13） ➤がん、こころの健康、認知症、障害、子どもの貧困など、様々な状態の県民に対する支援策について記載。</p>
<p>政策14 学び・文化・スポーツ・遊びを楽しむ茨城</p>	
<p>○ eスポーツなどの新たな取組やスポーツツーリズムを推進するなどにより、本県のさらなる魅力発信や誘客促進を図り、茨城の活性化につなげていく必要がある。</p>	<p>P73 政策14－施策（4）－主な取組②③ ➤eスポーツなど、様々な大会・イベント等を通じた生活を楽しむ機会の提供、アウトドア・スポーツアクティビティについて記載。 P83 政策18－施策（3）－主な取組② ➤スポーツツーリズム等のニューツーリズムをはじめとしたアクティビティの充実について記載。 P85 政策19－施策（4）－主な取組④ ➤両大会の開催に併せた「eスポーツ大会」の開催について記載。</p>
<p><再掲> 自治会や各種団体、女性団体への加入が減少するなど、地域のコミュニティが崩れてきているなか、公共、地域を大事にする視点がコミュニティの再生に不可欠である。地元への愛着度を上げ、地域を大事にしているため、社会教育への取り組みを推進していく必要がある。</p>	<p>P53 政策9－施策（5）－主な取組①② ➤助け合い精神に基づく、地域で支え合える新たなコミュニティづくりなどについて記載。 P63 政策11－施策（7）－主な取組①③④ ➤地域への愛着・地域社会に貢献できる人材育成について記載。 ➤地域課題の解決などに必要なコミュニケーション能力や論理的な考え方、率先的な行動力を身につけるための学習の場づくりについて追記。</p>
<p>政策15 人権を尊重し、多様性を認め合う社会</p>	
<p>○ 人権を尊重し、多様な考え方に配慮される社会づくりが必要である。</p>	<p>P74 政策15－施策（3） ➤人権教育の推進、人権相談、人権擁護団体や各種福祉関係団体等と連携した研修実施などについて記載。</p>
<p><再掲> 県民誰もが、安心して茨城での生活を続けられ、その能力に応じて社会参加できるよう、配慮の必要な方への支援を明確にする必要がある。</p> <p>特に、福祉や医療の分野について、高い水</p>	<p>P30 第3部 第1章 ➤「政策・施策を展開する4つの視点」の一つとして、「誰一人取り残さない社会づくり」を記載。 P46～51（政策6，政策7，政策8）</p>

<p>準を目標に設定し、計画を推進していく必要がある。</p>	<p>P68～69（政策 13） ▶がん、こころの健康、認知症、障害、子どもの貧困など、様々な状態の県民に対する支援策について記載。</p>
---------------------------------	---

IV 「新しい夢・希望」へのチャレンジ

政策 16 魅力度 No.1 プロジェクト

<p>○ 茨城の魅力を知ってもらうためには、まず来県してもらうための戦略をしっかりと立て、全県一体となったPRをする必要がある。</p>	<p>P78 政策 16－施策（1） 政策 16－施策（3）－主な取組① ▶魅力の更なる発信のためのイメージ戦略、メディアの積極的な活動、アンテナショップの機能強化等について記載。</p>
<p>○ 都道府県魅力度ランキングなど、民間の指標にとらわれず、県として、県民の幸せを目指して独自の指標による取り組み・評価を考えていく必要がある。</p>	<p>▶基本理念である「活力があり、県民が日本一幸せな県」を実現していくため、4つのチャレンジ毎にチャレンジ指標を設定するとともに、施策単位で主要指標も設定。</p>

政策 17 世界に飛躍する茨城へ

<p>○ 世界に飛躍する茨城を推進するにあたっては、日本屈指のロケ地である優位性を生かし「文化交流的要素」を強くし、国際的な映画人や文化人を招き、交流の機会を設けるなど文化的な素養を県全体で育てていくことが必要である。</p>	<p>P80 政策 17－施策（2）－主な取組③ ▶フィルムコミッション活動等を通じ、映画関係者や文化人を招くなど、文化的な交流の推進について追記。</p>
<p>○ 茨城の農林水産物や産業製品等について、世界へ向けて積極的に発信する取組が必要である。</p>	<p>P80 政策 17－施策（1）－主な取組①③ ▶農林水産物の海外市場へ向けた商談機会の提供、現地での販売促進活動支援について記載。 ▶加工食品や工業製品の海外バイヤーの需要開拓、商談支援について記載。</p>
<p><再掲> 県民に夢を与えるため、茨城の将来像で、茨城が世界の中で交流の拠点として、独立国家並みの活躍をしている姿を描くことが必要である。</p>	<p>P19 第1部 第3章 第2項（1）茨城の将来像 ▶茨城の魅力が国内外に広く発信され、世界中で茨城の存在感が高まっていることや、日本の成長を牽引し、ひいては国際的な拠点として世界の発展にも貢献していることなどを記載。</p>
<p><再掲> 新しい豊かさへのチャレンジの中で、新産業の育成は最も重要である。成長産業分野（ロボット、AI、IoT、電気自動車、医療、新エネルギー、航空・宇宙分野など）において、茨城県が他県や世界をリードしていけるよう、大胆な投資を進めていく必要がある。 あわせて、AI、IoT、ビッグデータ、</p>	<p>P36 政策 2－施策（1）－主な取組①②③④ 政策 2－施策（2）－主な取組①③ ▶大学やつくば等の研究機関の有用な研究シーズ発掘と技術移転、IoTやAI等の先端技術の社会実装を実現するための実証実験の実施などについて記載。 ▶産業技術イノベーションセンターにおける、I</p>

ロボットなど先端技術の社会への活用・展開の早期実現を図るため、足元である県で先駆的に取り入れていくべきである。

T・A I, 宇宙産業関連技術等の研究開発, 新たなビジネス創出支援について追記。

政策 18 ビジット茨城 ～新観光創生～

○ 県内の地域ごとに、魅力ある観光イメージづくりを進めるとともに、観光客が安全、円滑に移動できるよう、老朽化したインフラの補修・更新や渋滞対策など地域の課題に対し、計画的に対策を進めていく必要がある。

P83
政策 18－施策（3）－主な取組①
➤エリアごとに魅力ある観光イメージづくりを進めることについて記載。
P57
政策 10－施策（3）－主な取組①
➤橋梁等の公共インフラの老朽化対策について記載。
P86
政策 20－施策 1－主な取組②
➤ICT等を活用した渋滞対策について記載。

○ 首都圏に近く利便性もよい茨城の立地を最大限に活かし、東京オリンピック・パラリンピック等の際には茨城に宿泊してもらうなど、大規模イベントが開催されることを見据え、茨城に来県してもらい知ってもらう取組が必要である。

P82～83
政策 18－施策（1），（2），（3）
➤インバウンド需要の対策, 新たな観光資源の発掘について記載。

○ 茨城空港の利用促進による周辺の賑わいはもとより、防衛省とも連携し、県央部における観光の拠点となるエアーパーク等の整備を検討していく必要がある。

P86
政策 20－施策（2）－主な取組①
➤空港を核とする地域の賑わい拠点づくりについて追記。

<再掲> eスポーツなどの新たな取組やスポーツツーリズムを推進するなどにより、本県のさらなる魅力発信や誘客促進を図り、茨城の活性化につなげていく必要がある。

P73
政策 14－施策（4）－主な取組②③
➤eスポーツなど, 様々な大会・イベント等を通じた生活を楽しむ機会の提供, アウトドア・スポーツアクティビティについて記載。
P83
政策 18－施策（3）－主な取組②
➤スポーツツーリズム等のニューツーリズムをはじめとしたアクティビティの充実について記載。
P85
政策 19－施策（4）－主な取組④
➤両大会の開催に併せた「eスポーツ大会」の開催について記載。

<再掲> 茨城の魅力を知ってもらうためには、まず来県してもらうための戦略をしっかりと立て、全県一体となったPRをする必要がある。

P78
政策 16－施策（1）
政策 16－施策（3）－主な取組①
➤魅力の更なる発信のためのイメージ戦略, メディアの積極的な活動, アンテナショップの機能強化等について記載。

政策 19 茨城国体・障害者スポーツ大会，東京オリンピック・パラリンピックの成功

<再掲> 首都圏に近く利便性もよい茨城の立地を最大限に活かし，東京オリンピック・パラリンピック等の際には茨城に宿泊してもらうなど，大規模イベントが開催されることを見据え，茨城に来てもらい知ってもらう取組が必要である。

P82～83
政策 18－施策（１），（２），（３）
➤インバウンド需要の対策，新たな観光資源の発掘について記載。

<再掲> eスポーツなどの新たな取組やスポーツツーリズムを推進するなどにより，本県のさらなる魅力発信や誘客促進を図り，茨城の活性化につなげていく必要がある。

P73
政策 14－施策（４）－主な取組②③
➤eスポーツなど，様々な大会・イベント等を通じた生活を楽しむ機会の提供，アウトドア・スポーツアクティビティについて記載。
P83
政策 18－施策（３）－主な取組②
➤スポーツツーリズム等のニューツーリズムをはじめとしたアクティビティの充実について記載。
P85
政策 19－施策（４）－主な取組④
➤両大会の開催に併せた「eスポーツ大会」の開催について記載。

<再掲> 茨城の魅力を知ってもらうためには，まず来県してもらうための戦略をしっかりと立て，全県一体となったPRをする必要がある。

P78
政策 16－施策（１）
政策 16－施策（３）－主な取組①
➤魅力の更なる発信のためのイメージ戦略，メディアの積極的な活動，アンテナショップの機能強化等について記載。

政策 20 活力を生むインフラと住み続けたいまち

○ 大きなインパクトを持つ交通ネットワークを計画に位置付けることにより，県民のアイデンティティを確立するとともに，東京圏や地域間の交流の促進により活性化を図り，将来，茨城が世界の主流・拠点として活躍する礎となるような計画とすべきである。
例えば，「県南・県西地域と東京都心とのアクセス強化・鉄道整備」，「地下鉄 8 号線の延伸」，「つくばエクスプレスの延伸（東京及び県内の延伸）」，「首都圏中央連絡自動車道の 4 車線化」，「東関東自動車道水戸線の全線開通及び鹿嶋・神栖方面への延伸」など高速交通網のさらなる整備，「県北地域高規格道路」，「茨城の背骨になる茨城縦貫幹線道路（つくば-笠間-大子）」，その他，県内外の交通結節点を結ぶ道路整備などの構想について，実現に向けた行動を示す必要がある。

P86
政策 20－施策（１）－主な取組③④
➤つくばエクスプレスの延伸，（仮称）茨城縦貫幹線道路の整備に向けた検討，地下鉄 8 号線の県内延伸に向けた検討など，都市地域間のネットワーク強化について記載。
P86
政策 20－施策（１）－主な取組①②③
➤東関東自動車道水戸線の鹿嶋・神栖方面への延伸に向けた検討について追記。
➤県北地域高規格道路について追記。
➤（仮称）茨城縦貫幹線道路に（つくば-笠間-大子）を追記。

<p>○ 首都圏の物流拠点としての茨城港、鹿島港などの港湾施設や、国内外の窓口として羽田・成田両空港の補完的な役割をも期待できる茨城空港、それらを結ぶ圏央道、北関東自動車道、東関東自動車道、さらにはつくばエクスプレスなど交通ネットワークを最大限活用し、本県が持てるポテンシャルを十分に発揮しながら「東京一極集中」からの転換を図るため、関連インフラの整備については、国との緊密な連携のもと推進していく必要がある。</p>	<p>P86 政策 20－施策（１）－主な取組①② 政策 20－施策（２） ➤高速道路のアクセス向上など交通ネットワークの整備、茨城空港、茨城港、鹿島港の整備について記載。</p>
<p>○ ひと・もの・情報の交流空間づくりを進める上で、基盤となる公共交通機関網、広域交通ネットワークの着実な整備を推進する必要がある。</p>	<p>P86 政策 20－施策（１）－主な取組①②③④ ➤高速道路の全線開通、スマートＩＣの設置、アクセス道路の整備や都市地域間の交通ネットワーク強化のため広域的な幹線道路の整備推進について記載。 ➤ＴＸや地下鉄８号線の延伸に向けた検討について記載。</p>
<p>○ 生活に密着した身近なインフラ施設の維持管理も重要である。「県管理道路の改良率」などの指標に準じて、計画に明示すべきである。</p>	<p>P53 政策 9－施策（３）－主な取組⑤ ➤道路の計画的な舗装修繕、路肩や法面等の道路除草について記載。 P57 政策 10－施策（３）－主な取組① ➤橋梁等の公共インフラの適切かつ効率的な維持管理の推進について記載。 P87 ➤政策 20 の主要指標として、県管理道路の改良率を設定。</p>
<p><再掲> 中山間地域、高齢者等の交通不便者への対策として有効な自動運転の実用化を推進するため、研究開発への支援を行うとともに、本県の道路等を活用し実証の場を提供するなど、本県が自動運転技術開発をリードしていくべきである。</p>	<p>P86 政策 20－施策（１）－主な取組⑤ ➤自動運転など新たな移動手段の研究開発、実証実験支援について記載。</p>
<p>第４部 地域づくりの基本方向</p>	
<p>県の枠を超えた地域間のネットワーク強化により、ひと・もの・情報の交流を促進し、地域振興を進めていく必要がある。 霞ヶ浦の浄化に向けた取り組みを加速化する必要がある。</p>	
<p>○ 市町村の特性を最大限に活用しながら、地域間のネットワークを強化することで新たな対流を創出し、地域振興につなげていく必</p>	<p>P90 第４部 第１章 １ 地域づくりの視点（２）～（４） ➤広域交通ネットワークで相互に支え合う地域づ</p>

<p>要がある。</p> <p>その際、基盤となる公共交通機関網、広域交通ネットワークの着実な整備を推進し、県の枠を超えた国内外とのひと・もの・情報の交流を進めていく必要がある。</p> <p>あわせて、ICTの活用等により教育環境をはじめとする地域間格差をなくすことが必要である。</p>	<p>くり、県境を越える広域連携を見据えた地域づくりについて記載。</p> <p>➤教育・文化など、様々な分野への積極的なICTなどの最先端技術の導入による、地域の活性化について記載。</p>
<p>○ 県南地域は東京も通勤圏となるなど、県北地域とはその就業や居住環境も大きく異なることから、地域ごとの特色を生かした定住促進、人口減少対策が必要である。</p> <p>特に、人口減少の著しい県北地域では、空き家の利活用や女性の就農促進など、県北地域ならではの対策を検討していく必要がある。</p>	<p>P92～101 第4部 第2章 地域区分毎の基本方向</p> <p>➤県南地域では、県内外や隣接地域と連絡する道路の整備などについて記載。</p> <p>➤県北地域では、働き方支援、農村の多面的機能の維持・発揮を図る取組、受け入れ環境整備等による移住・二地域居住推進などについて記載。</p> <p>P87 政策20－施策（4）－主な取組⑦</p> <p>➤古民家など、地域の限られた資源の活用について記載。</p> <p>P41 政策4－施策（4）－主な取組①</p> <p>➤空き家の利活用を含めた移住に関する「受入環境の整備」について記載。</p>
<p>○ 県内の地域ごとに、魅力ある観光イメージづくりを進めるとともに、観光客が安全、円滑に移動できるよう、海門橋などの老朽化したインフラの補修・更新や渋滞対策など地域の課題に対し、計画的に対策を進めていく必要がある。</p>	<p>P83 政策18－施策（3）－主な取組①</p> <p>➤エリアごとに魅力ある観光イメージづくりを進めることについて記載。</p> <p>P57 政策10－施策（3）－主な取組①</p> <p>➤公共インフラの老朽化対策について記載。</p> <p>P86 政策20－施策（1）－主な取組②</p> <p>➤ICT等を活用した渋滞対策について記載。</p> <p>P95 第4部 第2章 2 県央地域</p> <p>➤大洗・ひたちなか両地域を結ぶ海門橋の架け替えを含めた渋滞対策の検討を進める旨追記。</p> <p>P102 第4部 第3章 広域的な地域づくり</p> <p>➤観光振興による地域毎の活性化について記載。</p>
<p>○ 霞ヶ浦の浄化は、内外から訪れる観光客にとっての茨城のシンボルとして、茨城のイメージアップに計り知れない波及効果が期待できる。あらゆる手段で、全力で浄化に取り組む姿勢、意気込みを県民のみならず全世界向け示すべきである。</p>	<p>P103 第4部 第3章 2</p> <p>➤3つの基本方針のもと、霞ヶ浦と共生する地域づくりの取組内容について記載。</p> <p>P42 政策5－施策（1）－主な取組④</p>

<p>あわせて、森林湖沼環境税が延長されたことを踏まえ、数値目標や、対策を行うことによる県民への恩恵を「見える化」し、例えば、対策事業により「どれだけ経済効果が生じるか」あるいは「どれだけ公益性が発揮されているか」などの情報を積極的に県民に発信し、対策事業への理解促進を図っていく必要がある。</p>	<p>➤霞ヶ浦流域の生活排水による汚濁負荷削減について記載。 ➤水環境に係る県民意識の啓発のほか、県内外への情報発信について追記。 P43 政策5－施策（1） ➤主要指標として、霞ヶ浦におけるCOD濃度、浄化槽補助件数等を設定。</p>
<p>＜再掲＞ 交通ネットワークの整備によって、人口減少をはるかに上回る、新たな対流、すなわち「多様な個性を持つ様々な地域が相互に連携して生じる、地域間のひと、もの、情報等の双方向の活発な流れ」を創出できる可能性が国土形成計画において指摘されている。</p> <p>そのような中、「活力があり、県民が日本一幸せな県」を実現するためには、県の枠を超え、東日本全体を俯瞰した広域ネットワーク強化などにより新たな対流の創出を進めることが重要である。</p> <p>東日本の玄関口として、世界の交流の拠点になり、世界に選ばれる茨城を実現するためにも、基盤となる公共交通機関網、広域交通ネットワークの着実な整備を推進する必要がある。</p>	<p>P13 第1部 第1章 第2項 第4節 広域交通ネットワークの整備による新たな交流・広域連携の推進 ➤首都圏広域地方計画（H28.3国交省）で示されている「圏央物流リング」など、広域的な連携の推進の必要生について記載。 P21 ➤「2050年頃の茨城の姿」に「圏央物流リング」、「FIT構想」など、広域的な連携イメージを記載。</p>
<p>＜再掲＞ これからの茨城を夢・希望に溢れ、住みたい、住み続けたい県にしていくためには教育が大切である。市町村の財政力や地域に関わらず、県内どこに居住していても同等に質の高い教育を受けられるよう、ICTの活用等により教育環境の整備を推進するとともに、市町村に対してきめ細かな支援を行う必要がある。</p>	<p>P66 政策12－施策（1） ➤プログラミング的思考の育成、教員のICT活動指導力の向上などについて記載。 ➤ICTを活用した分かりやすい授業の実践、生徒自らが課題解決などの学習活動を通した「主体的・対話的で深い学び」の促進について記載。</p>
<p>＜再掲＞ 霞ヶ浦の浄化をはじめ、自然環境の保全と再生は大きな課題である。</p> <p>折しも、今年第17回世界湖沼会議の茨城での開催が予定され、森林湖沼環境税の延長もされたところである。今、改めて環境保全対策に対し、県があらゆる手段で全力で取り組む姿勢、意気込みを県民のみならず全世界へ向け示すべきである。</p>	<p>P42 政策5－施策（1）－主な取組④ ➤水環境に係る県民意識の啓発のほか、県内外への情報発信について追記。</p>
<p>＜再掲＞ 本県を代表する地域資源である霞ヶ浦の浄化は、内外から訪れる観光客にとっての茨城の玄関口の一つとして、茨城のイメージアップに計り知れない波及効果が期待</p>	<p>P42 政策5－施策（1） ➤下水道、農業集落排水施設の整備・接続や高度処理型浄化槽の設置、霞ヶ浦水質保全条例に基づく</p>

<p>できる。</p> <p>「泳げる霞ヶ浦」を再生するため、高度処理型浄化槽の設置や家畜排せつ物の処理施設の整備を推進するなど、考え得るあらゆる対策を行い、県民総ぐるみで浄化に取り組む必要がある。</p>	<p>事業所排水の指導、水環境に係る県民意識の啓発と県内外への情報発信について記載。</p>
<p><再掲> 森林湖沼環境税を活用した対策事業を行う上では、数値目標や、対策を行うことによる県民への恩恵を「見える化」し、例えば、対策事業により「どれだけ経済効果が生じるか」あるいは「どれだけ公益性が発揮されているか」などの情報を積極的に県民に発信し、対策事業への理解促進を図っていく必要がある。</p>	<p>P42 政策5－施策（1）－主な取組④ ➤水環境に係る県民意識の啓発のほか、県内外への情報発信について追記。 P43 政策5 ➤主要指標として、霞ヶ浦におけるCOD濃度、浄化槽補助件数等を設定。</p>
<p>第5部 「挑戦する県庁」への変革</p>	
<p>挑戦に向けた体制づくりのため、足元である県庁から意識改革や先端技術の社会への活用・展開などに取り組み、県庁を触媒として県から市町村、そして県民への波及を目指す必要がある。</p> <p>○ 多様な主体と連携し、あらゆるものを網羅して地域総合力で勝負していくため、従来の、自らが船を漕ぐ県庁から、これからは舵を取る県庁へ変えていく必要がある。</p> <p>それには、県と多様な主体が連携・分担して公の仕事を行うという発想が大事だ。民間の経営感覚を取り入れ、民間の力を活用し、「公」の領域であったものも「民」が担えるようにして、官と民が協働して本県の活力を向上させるような大胆な行財政改革に取り組むべきである。</p>	<p>P109 第2章 政策3 ➤民間との連携相談窓口の積極活用や包括連携協定の充実など、多様な主体との連携協働を図り、互いの強みを活かした効果的な施策展開を進めていく方針を記載。 ➤また、民間委託の推進や民間との積極的な人事交流などにより、民間活力の導入を進め、民間の経営資源を取り入れた効果的な行政運営を目指していく方針を記載。</p>
<p>○ 県民とともに挑戦する茨城づくりのためには、県民の意識改革が必要であり、県民に具体的イメージを分かりやすく伝える必要がある。そのため、まずは足元である県庁職員の意識改革・県庁内の体制整備から進め、県庁を触媒として県から市町村、そして県民へと波及させていく必要がある。</p> <p>あわせて、IoTやAIなど先端技術の社会への活用・展開の早期実現を進めるため、県の業務や施設で先駆的に取り入れていく必要がある。また、新たな県民ニーズに的確に対応し、きめ細かな県民サービスを行えるよう、責任ある執行体制がとれる職員数を確保する必要がある。</p>	<p>P106～P107（前段） 第1章 基本的な考え方 2 変革の必要性 3 基本方針と取組の柱 第2章 「挑戦する県庁」に向けた取組 政策1 ➤「人財」育成と実行力のある組織づくりに記載。 ➤県庁自らが様々な挑戦をしていくという方針を県民に明確に伝えるため、第5部の基本方針を『「挑戦する県庁」への変革』としたところ。 ➤この基本方針に基づく施策に記載のとおり、新たな発想で、固定観念に捉われず、自ら挑戦する職員の育成や、積極果敢に挑む組織づくりを進め、県庁が率先して挑戦する組織に変革するための意識改革や体制整備に取り組んでいく。</p>

	<p>P24 第2部 1 ➤国, 市町村, 民間企業, 関係団体など多様な主体と緊密に連携し, 県民とともに「新しい茨城」づくりに挑戦していくことを記載。</p> <p>P107 (中段) 第2章-政策2-施策① ➤県民のための本質的な仕事や現場に密着した仕事に注力できる環境づくりを進めるため, AIやRPAを県業務に積極的に採り入れていく方針を記載。 ➤今後, この方針に基づき, 県庁が率先して働き方改革を推進し, 県内企業や市町村のモデルとなるべく取り組んでいく。</p> <p>P106 (後段) 第2章-政策1-施策② ➤職員が新たな発想で積極的に挑戦できる体制, スピード感のある事務執行体制, 「選択と集中」によるメリハリのある体制の3つの柱を基本とした組織体制づくりと適正な人員配置を行い, 職員数の適正な管理に努めていく方針を記載。 ➤また, 定員管理の数値目標について, 「現行程度の職員数を維持」とし, 第6次行財政改革大綱までの定員適正化(職員数削減)の取組によるスリムな体制を維持したうえで, 適正な人員の配置により挑戦できる体制を構築していく。 ➤なお, 現行のスリムな体制を維持しながら, 県民のための本質的な仕事に注力できる環境をつくるため, 計画に記載している内部事務の削減・効率化やICTの活用などの働き方改革にも引き続き取り組んでいく。</p>
<p>○ 財政基盤と組織体制の基本方針を明確にするべきである。</p>	<p>P105~P109 【財政基盤の基本方針】 ➤産業や人材の育成など, 将来世代の受益に繋がる事業に大胆に取り組むとともに, 施策の進捗状況や効果の検証に不断に取り組み, 限られた財源の有効活用を図るといった, 今後の財政運営の基本方針を記載。 ➤また, 計画に掲げる挑戦を着実に推進するとともに, 将来世代への負担の先送り等を回避し, 本県が将来にわたって発展していくことができる健全な財政構造を確立するため, 主要な財政指標について, 数値目標を設定している。 【組織体制の基本方針】 ➤職員が新たな発想で積極的に挑戦できる体制, スピード感のある事務執行体制, 「選択と集中」に</p>

	<p>よるメリハリのある体制の3つの柱を基本とした組織体制づくりと適正な人員配置を方針として記載。</p> <p>▶また、定員管理について、「現状程度の職員数を維持」とすることを目標値に設定し、現行のスリムな体制を維持しつつ、適正な人員配置を行うことにより、挑戦できる体制を構築していく。</p>
--	--